

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 厚生労働省 ）

制 度 名		病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長		
税 目		印紙税		
要 望 の 内 容	病床転換助成事業は、平成 24 年度末までの事業とされていたが、介護療養病床の転換期限が平成 23 年度末から平成 29 年度末まで延長されたことに伴い、病床転換助成事業の期限も平成 29 年度末まで延長することとしたため、病床転換助成事業に係る社会保険診療報酬支払基金の業務に関する印紙税の非課税措置も平成 29 年度末まで延長する。			
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （ ▲ 9 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	(1) 政策目的 療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床（医療保険適用）から介護保険施設等へ転換する場合にその整備費用を都道府県から助成することとしており、当該転換にかかる助成事業及び税制上の措置を延長することにより、円滑な転換を図る。			
	(2) 施策の必要性 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床については、必ずしも医療サービスを必要とはしない者も利用しており、①高齢者の状態に即した適切なサービスを提供、②医療保険や介護保険の財源の効率的な活用、③医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編成が必要となっている。 今般、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて実態調査を行った結果、療養病床から介護保険施設等への転換が進んでいないという実態があったことを踏まえ、療養病床の機械的削減は行わないこととし、介護療養病床については平成 29 年度末まで転換期限を延長することとされた。 このため、療養病床の転換を引き続き支援する必要があることから、療養病床転換に関する助成事業の期限を延長するとともに、当該事業に係る印紙税の非課税措置を延長する必要がある。			
	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
		政 策 の 達 成 目 標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る	
租税特別措置の適用又は延長期間		平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日		
関	同上の期間中の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る		

		政策目標の達成状況	医療機関等からの申請に応じ、適切に病床転換助成金が支払われている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	社会保険診療報酬支払基金（１法人）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保険診療報酬支払基金による療養病床支援金の徴収が円滑に行われることにより、病床転換助成事業の円滑な実施が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	病床転換助成事業 医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成。（費用負担割合は、国：都道府県：保険者＝１０：５：１２で、国の平成 25 年度の予算概算要求額(案)は、2.6 億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	療養病床転換支援金を納入した保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金が発行する領収書について、印紙税が非課税となっている。 平成 20 年度：総支援金額約 27.6 億円（3,553 保険者） 非課税額（推定）約 879 万円 平成 21 年度：総支援金額（3,531 保険者） 非課税額（推定）約 902 万円
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	社会保険診療報酬支払基金による療養病床支援金の徴収が円滑に行われる
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—